

香港軍政庁の設置と占領統治方針

天理大学国際学部教授
山本 和行 Kazuyuki Yamamoto

前回(本誌3月号)の(8)で見たとおり、1941年12月8日の日本によるアメリカ・イギリスへの宣戦布告以降、日本は各方面に戦線を拡大し、いわゆる「日中戦争」の影響が及ぼうとしていた香港にも戦火がおよんだ。同年12月25日に、イギリスの香港総督マーク・ヤングが日本軍への降伏を宣言し、香港は日本軍の占領地となった。以下、占領統治政策の進展について、おもに關禮雄『日本占領下の香港』(御茶の水書房、1995年)や、小林英夫・柴田善雅『日本軍政下の香港』(社会評論社、1996年)に基づき、香港軍政庁の設置から香港占領地総督部の設置に至るまでの経緯を見ていく。

日本軍は上記の香港総督投降・降伏を受けて、1941年12月29日に香港軍政庁を設置した。軍政庁のトップ(最高長官)は、香港を占領した日本軍総司令官の酒井隆が就いた。日本軍が1941年12月28日に発した命令「波集作命甲第225号」に、「明二九日午後軍戦闘司令所ヲ閉鎖シ同時軍政庁ヲ開設スノ前項軍政庁ノ位置ハ当分ノ間九龍南端『半島ホテル』内トス」とあり、「半島ホテル(ペニンシュラホテル)」に軍政庁が置かれ、軍司令官(最高長官)のもとに、司令部、海事部、經濟部、民政部、総務部という各機構が設置された。⁽¹⁾

軍政庁のおもな活動については、以下のようにまとめられている。⁽²⁾

(一) 告示を出し人心を安定させる。(二) 重慶政府側の人間が速やかに自ら名乗り出れば当局は再生の道を許可する。(三) 白米は各市場に公然と適正価格で放出する。(四) 市場独占と食糧の買い占め防止のため、額面十元以上の香港ドル紙幣の使用を暫時禁止する。(五) 知名士に“区政連絡所”の組織化を委ね、各区所を統括する。(六) 中国人有力者を招宴後即座に“善後委員会”を成立させて民政業務を進める。(七) 当局と社会団体共同で“帰郷指導委員会”をつくり、華僑の帰郷事務を処理する。

第一に「告示を出し人心を安定させる」ことが挙げられているとおり、軍政庁による当面の基本的な統治方針は治安の回復とその維持にあった。そのうえで、いわゆる「民政」的な施策への移行が考えられていたことがうかがえるが、その際に採られた方策が「以華制華」=「華を以て華を制す」という、現地住民を利用した統治体制の構築であった。上記のまとめに見られる、「区政連絡所」や「善後委員会」は、そうした体制の具体化である。

まず、善後委員会については、以下のように指摘されている。⁽³⁾

日本人の意を受けて何名かの紳商達は“香港善後処理委員会”略称“善後会”の発起と成立にこぎつけた。これは縦組織であって、活動方針は、例えば食糧、貨幣、治安、交通、帰郷、救済、医療衛生等の急を要する社会的民生的課題の解決にほぼ帰着した。(…)各委員はそれぞれ商人、銀行家、新聞社社長、医者等である。両華会(「香港華民代表会」・「香

港華民各会協議会)が1942年3月に成立し、「以華制華」(中国人による中国人統治)の見通しがつくと、善後会は解散した。

また、区政連絡所についても、以下のように説明されている。⁽⁴⁾

日本人は香港、九龍両地区に区政連絡所を設け、著名な中国人弁護士洗秉熹等に区政連絡所所長を委任した。同時に香港九龍両地区にそれぞれ12と6の区役所を設置し、区長がこれを掌握して区政連絡所に責任を負った。香港地区事務所と九龍地区事務所(初期は新界を含む)は総督の下で地区事務を担当した。これが分区統治の雛形である。

この後、香港軍政庁から香港占領地総督部へと統治機構が移行するのにともない、善後委員会の後に結成された「両華会」は香港占領地総督部の「諮問機関」へと発展していき、区政連絡所の設置にはじまる「分区統治」は、その後の地方行政の基本的な形となっていく。『日本軍政下の香港』は、「分区統治」については「それまであった地方行政機構を再編成して日本軍が活用したという事例は朝鮮、台湾、『満州』、中国占領地そして南方占領地で枚挙にいとまない」としつつ、「両華会」については、太平洋戦争期には「分割統治」が展開されていたのが一般的であり、これに反して、「香港では中国系住民が圧倒的多数を占めており、したがって、彼らを利用する以外に統治の方針はなかった」と指摘している。⁽⁵⁾

しかし、本連載の2025年9月号や11月号などで見てきたとおり、日本の「新領土」統治政策の基本的な考え方は、現地の人々をいかに「日本」という枠組みのなかに取り込み、統治体制のなかで組み込んでいくのかという点に重点を置くものであり、1890年代にはじまる日本の植民地統治政策の展開を想起すれば、「以華制華」という方策は「中国系住民が圧倒的多数」を占めている状況での限られた選択肢というよりも、日本の「新領土」統治政策の基本的なフォーマットであったと捉えることができるだろう。

香港軍政庁が占領開始当初に示したこのような香港占領の方策のうえに、1942年1月19日に香港占領地総督部が設置され、同年2月20日から軍政庁の業務を引き継ぐ形で占領政策の遂行を担うこととなった。

[註]

(1) 小林英夫・柴田善雅『日本軍政下の香港』(社会評論社、1996年)、41～42頁。

(2) 關禮雄著、林道生訳『日本占領下の香港』(御茶の水書房、1995年)、81～82頁。

(3) 同上書、84～85頁。

(4) 同上書、85頁。

(5) 小林英夫・柴田善雅前掲書、78～79頁。